

法律知識 No.81

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)



回転寿司店での迷惑行為がニュースになっていましたが、迷惑行為を行って逮捕されてしまう基準はありますか？



逮捕には、通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕の3つがあります。

今回は、通常逮捕についてお話しします。

通常逮捕は、裁判官の発する逮捕状による逮捕のことです。

通常逮捕の要件は、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由および逮捕の必要性があることです。

回転寿司店での迷惑行為について動画が撮られている場合、それが威力業務妨害罪の証拠となり、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある根拠となります。

逮捕の必要性は、逃亡のおそれがあるか、罪証隠滅のおそれがあるかによって判断します。

仮に、業務妨害の一部始終について動画に残っており、その動画を既に捜査機関が入手している場合、罪証隠滅のおそれは低く、罪証隠滅のおそれがあると認定されにくいと思われます。

逃亡のおそれですが、軽い刑が見込まれるか、未成年者で両親に扶養されているか、定職に就いているか、身元引受人があるかなど様々な事情を考慮して判断することになります。

罪を犯したことについて証拠があったとしても、罪証隠滅のおそれも逃亡のおそれも無いとして、逮捕されないこともあります。

なお、逮捕されるかどうかと起訴されるかどうかは別の問題です。逮捕されなかったとしても、在宅のまま起訴されることは十分ありうることです。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福 島出張所 11月 6 日(月)、12月 4 日(月)
- いわき出張所 11月14日(火)、11月28日(火)
12月12日(火)
- 二本松出張所 11月21日(火)、12月19日(火)

ここからは広告です。

